

【騒音規制法】特定工場等に関する指定地域

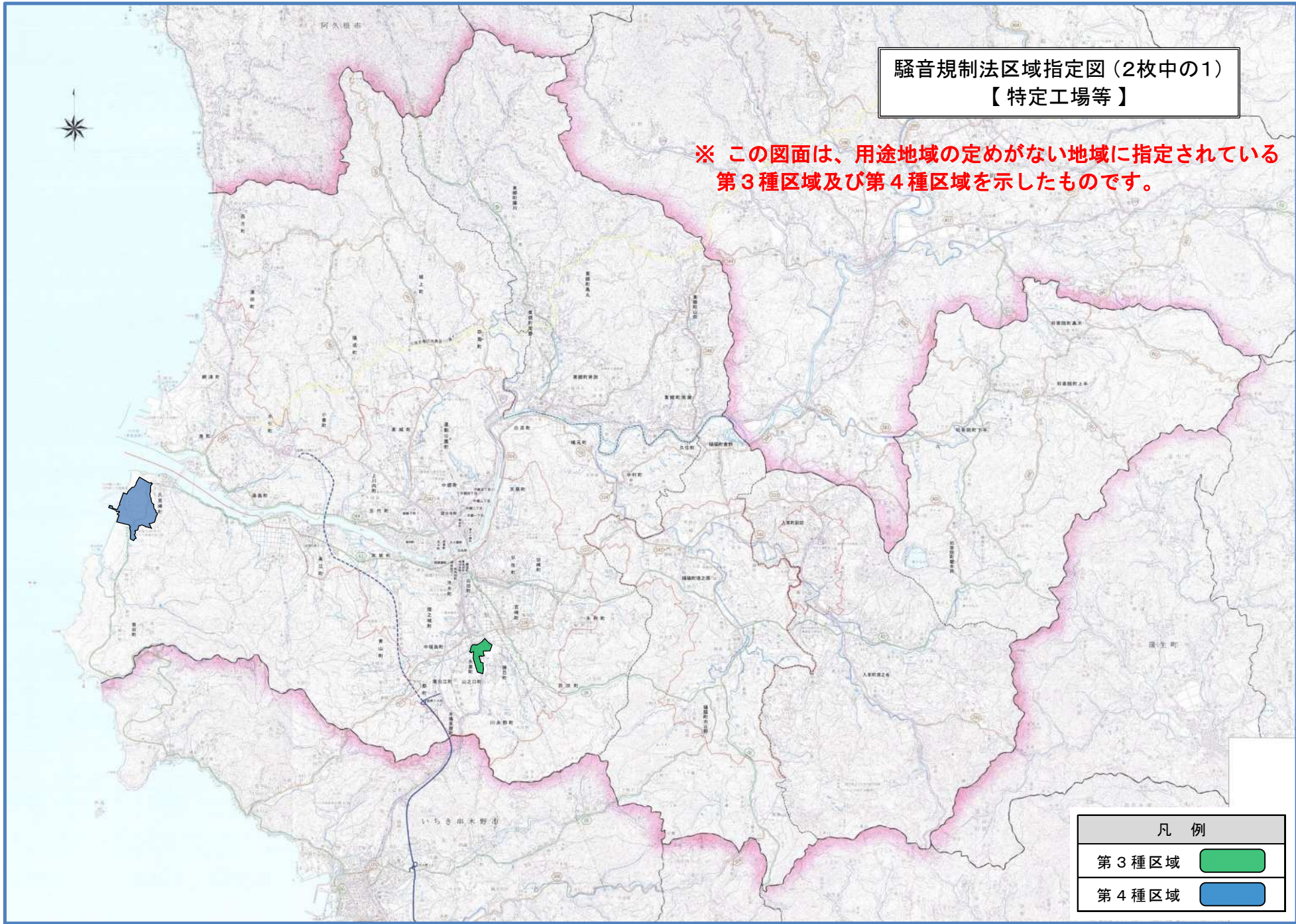
区域の区分	当てはめる地域
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 このほか、他の区域に属さない区域
第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 別紙図面に赤色及び緑色で表示する区域
第 4 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する 工業地域 工業専用地域 別紙図面に青色で表示する区域



注 1) 別紙図面に緑色で表示する区域にあって、令和 2 年 4 月 1 日に常態的に夜間の操業が行われている特定工場等については、経過措置として、夜間に限り第 4 種区域の規制基準を適用します。

注 2) 都市計画法に基づく用途地域については、薩摩川内市ホームページにある地図サービスの都市計画図から確認できます。

騒音規制法区域指定図（2枚中の1）
【特定工場等】

※ この図面は、用途地域の定めがない地域に指定されている
第3種区域及び第4種区域を示したものです。



凡 例	
第3種区域	
第4種区域	

騒音規制法区域指定図（2枚中の2）
【 特定工場等 】

※ この図面は、用途地域の定めがない地域に指定されている
第3種区域を示したものです。



凡 例	
第3種区域	